

令和6年度

事業概要

こども家庭局

目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和6年度 主要事業	3

I. こども家庭局の概要

1. 局長 中山 さつき
2. 局の職員数 1,425人（令和6年4月19日現在）
3. 令和6年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	663,108	4 民生費	129,481,105
18 国庫支出金	49,560,501	5 衛生費	4,626,643
19 県支出金	16,625,231	13 教育費	259,438
20 財産収入	68,551		
21 寄附金	290,371		
22 繰入金	49,200		
24 諸収入	10,807,784		
25 市債	1,232,000		
歳入合計	79,296,746	歳出合計	134,367,186

(2) 特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費） (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	307,900	1 事業費	307,900
歳入合計	307,900	歳出合計	307,900

Ⅱ 組織と事務分掌

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>こども企画課</p> <p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>こども未来課</p> <p>(1)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。 (2)医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>こども青少年課</p> <p>(1)児童館に関すること。 (2)子ども会に関すること。 (3)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。 (4)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>家庭支援課</p> <p>(1)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。 (2)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等、指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談並びに女性の保護に関すること。 (4)母子保健及び難病の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること（他の所管に属するものは除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>子育て支援課</p> <p>(1)ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。 (2)こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものは除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>若葉学園（２）</p> <p>(1)入所又は通所児童の自立支援に関すること。 (2)退所した者についての相談その他の援助に関すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>総合療育センター（２）</p> <p>(1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。 (3)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>東部療育センター（２）</p> <p>(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>西部療育センター（２）</p> <p>(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)のばら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>幼保振興課</p> <p>(1)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。 (4)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。 (5)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。 (7)市立の保育所の運営に関すること。 (8)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>保育所（２）</p> <p>(1)乳幼児の保育に関すること。</p> <p style="text-align: center;">（魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>幼保事業課</p> <p>(1)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)民間の保育所、認定子ども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。 (4)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。 (5)民間の保育所、認定子ども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)教育・保育内容の研究並びに保育所、認定子ども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。 (7)子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こども家庭センター（児童相談所）①</p> <p>(1)児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。 (2)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。 (3)児童の一時保護に関すること。 (4)児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。 (5)児童虐待の防止等に関すること。 (6)里親に関すること。 (7)児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。 (8)療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> </div>
---	---

Ⅲ. 令和6年度 主要事業

1. 全ての子どもたちの未来を応援

◎：新規事業 ○：拡充事業

○（1）高校生等通学定期券補助の拡充 【1,230,000 千円】

子育て世帯の家計負担軽減と本市の多様な教育環境を維持していくため、神戸市在住の高校生等が市内高校等に通う場合の通学定期代を令和6年9月より無料化する。

通学先	～令和6年8月	令和6年9月～
市内	現行通り	全額補助
市外	現行通り	

※現行：年額14万4千円を超える通学定期代の2分の1を補助

○（2）児童手当の拡充 【22,138,176 千円】

次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済的支援として、令和6年10月分から、①所得制限の撤廃、②高校生年代まで拡大、③第3子以降3万円に増額（カウント対象を大学生年代まで拡大）する拡充を行う。

（3）こどもの居場所づくり 【115,495 千円】

放課後などに食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」を実施する団体を支援するとともに、実施頻度を高めるためのコーディネーターを引き続き配置する。
（令和6年3月現在 148 校区・308 か所）



（4）子育て世帯への食を通じたつながり支援 【85,250 千円】

生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけとして地域や行政等の支援機関につなげる団体（12 団体）に対して、運営費の補助を行う。

また、こどもの居場所づくり事業も含め、支援団体や企業等の協力者が情報収集やマッチングを行うことができるプラットフォームを運営する。



（5）学びへつなぐ地域型学習支援 【24,600 千円】

経済的な事情等により、学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う団体（6 か所）に対して、運営費の補助など運営支援を行う。

（6）情報発信等による子育て支援施策の推進 【37,564 千円】

「こどもっとKOBE」の統一的なブランディングのもと、リニューアルした子育て応援サイトの運営や、SNSによる魅力的な子育て情報の拡散のほか、利用者のニーズに合わせた情報配信や必要に応じた相談対応等を行う「ここならチャットKOBE」など、媒体の特性を生かして、切れ目のない子育て支援や充実を図っている子育て環境を市内外に発信する。

また、国の「こども大綱」を踏まえ、専門家や保護者・子どもの意見を聴取しながら、今後取り組むべき子育て施策の目標・方向性を定める「神戸っ子すこやかプラン2024」の次期計画を策定する。

2. 妊娠・出産・子育て期の支援

(1) 出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援 [943,567 千円]

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

- ◆伴走型支援
 - ①妊娠期、出産・産後の育児期に面談を継続実施
 - ②妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを実施し、希望者に面談を実施
- ◆経済的支援 妊娠届出後に5万円、出生届出後に新生児1人あたり5万円を支給

○(2) 妊婦健康診査費用助成 [950,300 千円]

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。(上限14回・12万円 ※多胎妊婦はさらに2.5万円)

また、低所得の妊婦の必要な支援に繋げるため、妊娠判定前の初回の産科受診料の費用を助成する。

(3) 産後うつ対策 [308,862 千円]

①産後ケア事業 (227,962 千円)

産後1年未満の支援を必要とする母親を対象に、助産所・産科等医療機関における宿泊・通所(各7日)および助産師による訪問(5回)を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。



②産婦健康診査費用助成 (80,900 千円)

産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用(上限5千円/回)を助成する。

○(4) 産前・産後ホームヘルプサービス事業の拡充 [24,000 千円]

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

また、産後ホームヘルプサービスについては、利用期間・回数を拡充する。

- ◆産前：妊娠中、最大10回
- ◆産後：出産1年以内、最大10回 → (拡充) 出産2年以内、最大20回
- ※多胎児家庭については、0歳児：最大48回、1～3歳児：最大年24回

◎(5) 1か月児健康診査費用助成 [21,100 千円] (うち令和5年度2月補正21,100 千円)

生後1か月の乳児を対象に、健康診査の実施にかかる費用を新たに助成する。(上限4,000円/人)

◎(6) こべっこウェルカム定期便 [210,000 千円]

子どもが生まれた世帯を対象に、新たに、月に1回おむつやミルク等の育児用品を配達し、配達に合わせて声掛けや支援情報の提供等を含めた見守りを行う。

※令和6年秋以降に、計10回配達(1回目は1万円相当、2～10回目は3,000円相当)

◎(7) こども誰でも通園制度の試行実施 [142,000 千円] (うち令和5年度2月補正142,000 千円)

保育所等に通っていない子ども(生後6か月～2歳)を対象とし、就労要件を問わず、保育所等を定期的に利用できる事業を23施設で試行的に実施する。

(8) こども医療費助成 (5,506,884 千円)

全ての子ども（高校3年生まで）が、無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18歳：負担なし

◆外来 0～2歳：負担なし

3～18歳：1医療機関等ごとに1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

3. 仕事と子育ての両立支援

(1) 待機児童ゼロの維持 (82,000 千円)

待機児童ゼロを維持するため、保育ニーズに対応した局所的な整備（小規模保育事業等）を行うと共に、幼稚園から認定こども園への移行を促進する。

○ (2) 既存保育施設の老朽改築 (120,000 千円)

民間保育所等の改築を促進するため、補助件数を増やすとともに、補助上限額を拡充する。
（補助上限額：2.5億円→最大6億円程度）

○ (3) 保育士等の配置基準の改善 (430,220 千円)

4・5歳児の保育士配置基準を30対1から25対1に改善することに伴い、施設型給付費を加算する。

○ (4) 民間児童福祉施設給与改善補助事業の拡充 (145,000 千円)

職員の確保と資質向上のため、勤続年数に応じ給与改善を行うための費用について、これまで補助対象外であった小規模保育事業等に勤務する保育士等も補助対象とする。

(5) 保育人材確保・定着支援 (1,723,815 千円)

① 一時金給付 (611,000 千円)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付（1～2年目：30万円/年）および採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付（20万円/年）を行う。

② 保育士宿舍借り上げ支援 (995,000 千円)

採用1～7年目までの保育士の宿舍の借り上げ費用（最大10万円/月）を補助する。

③ 保育士奨学金返還の支援 (39,100 千円)

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用（5,000円/月）を補助する。

④ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (-千円)

保育所等に子どもを預ける保育士に対する保育料貸付を行い、保育料を1年間実質半額とする。（上限27,000円/月）

⑤ 潜在保育士の職場復帰支援 (4,000 千円)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10万円）を給付する。

⑥スキルアップ支援 (35,500 千円)

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を実施する。

⑦潜在保育士・幼稚園教諭等の人材確保 (39,215 千円)

神戸市保育士・保育所支援センターや神戸市私立幼稚園人材支援センターで、市内私立園等と潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援を行う。

(6) 多様な保育ニーズへの対応 [698,736 千円]

○ ①病児保育事業の拡充 (552,552 千円)

児童が病気などのとき、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する。

また、新規整備(2か所)と既存施設の定員拡充(3か所)を行うとともに、施設運営の安定化を図るため、施設への補助を拡充する。

○ ②保育所等における医療的ケア児の受入れの拡大 (146,184 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、新たに2施設確保し、合計21施設で受入れを行う。

(7) 多子世帯の保護者負担軽減 [832,549 千円]

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料(満1～2歳児の一時保育利用料含む)について、所得制限なく第2子半額・第3子以降を無償にする。

また、3～5歳児の副食費について、所得制限なく第3子以降を無償にする。

(8) 学童保育の充実 [706,149 千円]

○ ①学童保育施設の整備 (316,687 千円)

利用者数の増加に対応するため、学校施設の共用利用等により、学童保育の実施場所を確保する。

- ◆学校施設の共用利用のための教室改修(9か所)
- ◆学校内での専用スペースの整備(4か所)



○ ②学童保育職員等の処遇改善 (359,462 千円)

全ての学童保育施設において常勤職員を配置できるよう、運営費を増額し、利用者の増加や多様な特性を持った児童に対応できる体制を強化するとともに、学童保育職員等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。

○ ③夏休みの学童保育ニーズへの対応 (30,000 千円)

夏休み期間のみの学童保育ニーズに対応するため、夏休み期間の学童保育の受け入れを実施可能な場所から順次開始する。

4. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 社会的養護体制等の充実 [355,814 千円]

○ ①児童虐待防止対策の強化 (14,700 千円)

- ・こども家庭センターにおいて、児童虐待対応等にかかる職員を4名増員する。
- ・児童養護施設等の専門的な知識・技術を活かしながら、こども家庭センターや区役所と連携し、子育て相談や見守り等を行う児童家庭支援センターを西部地域に1か所新設する。(4→5か所)

②児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実 (108,800 千円)

ふるさと納税を活用し、児童養護施設等に入所する児童の部活動費・修学旅行費・通塾費等の費用を補助する。また、企業・団体の協力を得て、職場見学・体験会を実施する。

③児童養護施設退所後の支援 (6,000 千円)

公営住宅を活用し、児童養護施設を退所した児童の自立支援を行う。また、退所後の児童の交流機会づくりを支援する。

④里親委託の促進 (15,810 千円)

里親委託の推進のため、広報・啓発や里親を対象とした研修会、学識経験者なども含めた検討会や里親・ファミリーホーム養育者の交流会を開催する。

⑤児童自立支援施設(若葉学園)の改修 (203,400 千円)

社会情勢・児童数の変化に応じた施設の機能強化・規模の最適化を図るとともに、居室及びトイレの洋式化等、寮舎の環境改善を行う。

⑥こどもケアラー世帯への訪問支援事業 (7,104 千円)

障害や病気のある家族、幼い兄弟等、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童(こどもケアラー)に対し、ヘルパーを派遣することにより、ケアの負担軽減を図る。

(2) DV 対策 [36,850 千円]

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、カウンセリング等を引き続き実施するとともに、DV 被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等の補助、さらにパープルのリボンキャンペーン等の啓発事業を行う。

(3) 障害のある子どもへの支援 [21,670 千円]

○ **①発達相談支援体制の充実 (8,670 千円)**

療育センターとこども家庭センターの待機期間の短縮や地域の関係機関の対応力向上を図るため、「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業を西部地域に続き、東部地域にも拡充する。

②聴覚障害児支援中核機能強化事業の実施 (13,000 千円)

神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するとともに、聴覚障害児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供する取り組みを進める。

(4) ひとり親家庭への支援 [5,722,372 千円]

○ **①児童扶養手当の拡充 (5,510,387 千円)**

ひとり親家庭の経済的支援として、所得制限限度額を引き上げるとともに、第3子以降の加算額を増額する。

②ひとり親家庭等高校生通学定期券補助 (211,985 千円)

ひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯等)の高校生等に対して、通学定期券の購入費を全額補助する。

5. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

(1) 児童館のさらなる活用 [384,000 千円]

- ◎ ①「子育てチーフアドバイザー」の配置 (290,000 千円)
全児童館に「子育てチーフアドバイザー」を配置し、子育て相談に常時対応できるよう体制を強化するとともに、乳幼児向けプログラムの充実を図る。
- ◎ ②児童館の強み・特色を生かす仕組みづくり (36,000 千円)
児童館の特色を活かしながら、地域のニーズに合わせた子育てプログラムを実施した場合、運営費を加算する。
- ◎ ③施設整備等による利用促進 (58,000 千円)
児童館の愛称を「こどもっとひろば」とし、新たに、看板を全館共通デザインで作成し、設置した。
また、乳幼児親子を含め来館者が安心して快適に利用できるようトイレのドライ化等、館内の備品や設備を整える。



(2) 地域における子育て環境整備 [741,090 千円]

- ①児童館等の再整備 (278,582 千円)
旧葺合文化センター大ホール跡地に、旗塚児童館等を再整備する。(令和7年度供用開始予定)
また、旧北区役所跡地に、北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う。(令和8年度供用開始予定)
- ②地域子育て支援拠点の運営・整備 (462,508 千円)
屋内外に大型遊具を備えた「こべっこランド」を運営するとともに、就学前の子どもが室内で安全に思い切り遊べる「こべっこあそびひろば」や、親子が気軽に集える「おやこふらっとひろば」を運営・整備する。
◆おやこふらっとひろば名谷：令和6年8月供用開始予定



(3) 青少年の居場所・活動拠点 [314,820 千円]

- ①青少年会館・ユースプラザ等の運営・整備 (310,820 千円)【一部再掲】
青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。
また、旧北区役所跡地に、北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う。(令和8年度供用開始予定)
- ②中高生のための駅前フリースペースの運営 (4,000 千円)
駅前に若者の集まる空間を創出し、新たなにぎわいづくりにつなげるため、神戸電鉄谷上駅前にて、中高生のためのフリースペースをモデル的に運営する。